

環 境 経 営 レ ポ ー ト

令和 4 年 度 版

(活動期間：2022年10月～2023年9月)

令和 5年10月31日作成

リサイクルファクトリー株式会社

<http://www.r-fact.com/>

目

次

I. 組織の概要	1
II. 事業内容（対象範囲）	2
III. 環境経営方針	1 2
IV. 環境経営目標	1 3
V. 環境経営計画	1 4
VI. 環境目標の実績	1 5
VII. 環境経営計画の取組結果の評価	1 6
VIII. 次期環境経営計画	1 7
IX. 環境関連法規等の順守状況の確認及び評価の結果並びに違反・訴訟等の有無	1 8
X. 代表者による全体の評価と見直し	1 9
XI. その他	1 9

I. 組織の概要

1. 組織名等

組織名：リサイクルファクトリー株式会社

代表者：代表取締役 本村 信人

千歳本社事業所所在地：北海道千歳市中央690-1

長沼事業所所在地：北海道夕張郡長沼町字幌内1720-6

北広島事業所所在地：北海道北広島市西の里901-1

恵庭事業所所在地：北海道恵庭市盤尻44

2. 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者：山崎 祐介

連絡先：電 話 0123-29-2030

FAX 0123-29-2031

e-mail yamazaki@r-fact.com

3. 法人設立年月日

平成17年12月27日

4. 資本金

5,000万円

5. 事業の規模

活 動 規 模		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取扱い 産業廃棄物	運搬量	t	6,851	7,658	7,732
	処理量	t	32,115	32,268	28,815
売 上 高		百万円	697	698	681
従 業 員 数		人	35	30	29
事 業 敷 地 面 積		m ²	350,800	350,800	350,800
事 務 所 床 面 積		m ²	501.96	501.96	501.96
作 業 場 床 面 積		m ²	797.81	797.81	797.81

6. レポートの対象期間及び発行日

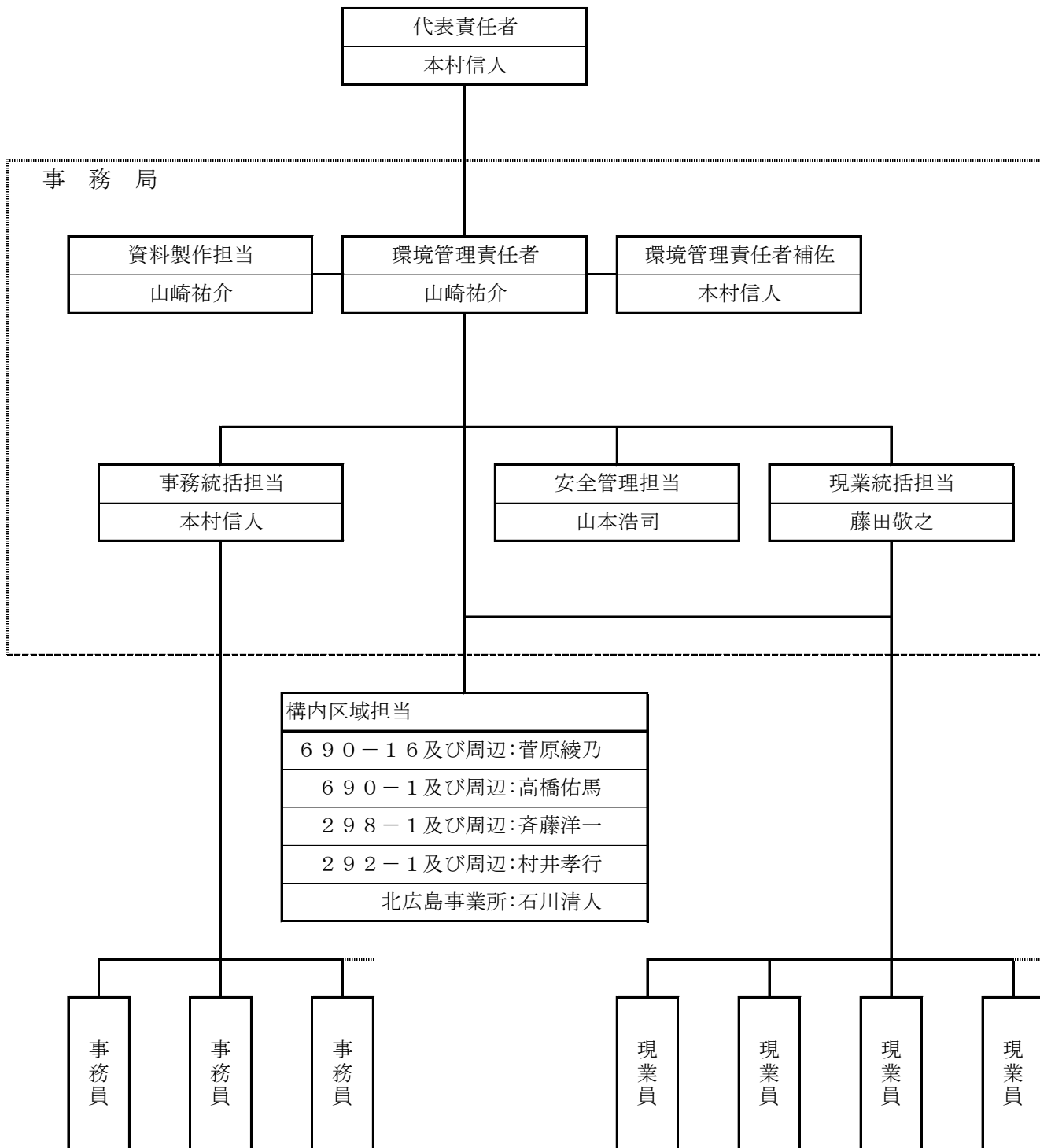
対象期間：令和 4年10月 1日～令和 5年 9月30日

発行日：令和 5年10月31日

II. 事業内容（対象範囲）

産業廃棄物・一般廃棄物の収集運搬及び中間処理・再生品販売

1. 組織体制



※ 令和 5 年 10 月 31 日 現在

2. 許可の内容（事業計画の概要、処理業の許可証内容）

- ・廃棄物を出来るだけ有効活用するという方針に則り、最も効率的な中間処理を行い、再資源化を図る。資源化されたものは、売却または自社利用し、再生不可能な残渣は外部の最終処分場や焼却施設に処分委託する。

・許可証の内容

産業廃棄物収集運搬業（北海道）

許可番号：第00100130643号

許可年月日：令和 4年 2月16日

許可の有効期限：令和10年12月26日

許可対象産業廃棄物：燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 動物系固形不要物 ゴムくず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む） 鉱さい がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）動物のふん尿 動物の死体 ばいじん

産業廃棄物処分業（北海道）

許可番号：第00120130643号

許可年月日：令和 4年 5月14日

許可の有効期限：令和10年12月26日

許可対象産業廃棄物：破砕（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。）、
圧縮（廃プラスチック類、紙くず。）、
破砕・分離（紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボード。）、
中和（廃酸、廃アルカリ。）、
肥料の製造（動植物性残さ、汚泥（有機汚泥に限る。）、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る。）、燃え殻（木炭・活性炭・草木灰に限る。）、紙くず。）、
飼料の製造（動植物性残さ、汚泥（有機汚泥に限る。）、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る。）、燃え殻（木炭・活性炭・草木灰に限る。）。）、
選別（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。）、
造粒固化（汚泥（無機汚泥に限る。）。）、
破砕・溶融（廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。））、
ペレットの製造（破砕・溶融・造粒（廃プラスチック類。））、
油水分離（廃油。）。

産業廃棄物処分業（札幌市）

許可番号：第05120130643号
許可年月日：平成30年11月6日
許可の有効期限：令和5年11月5日
許可対象産業廃棄物：木くず（抜根、伐木に限る）

一般廃棄物処分業（札幌市）

許可番号：札幌一廃許可第18号
許可年月日：平成25年12月5日
許可の有効期限：令和5年12月5日
許可対象一般廃棄物：木くず（風倒木等）

一般廃棄物処理業（千歳市／処分）

許可番号：千歳市許可第39号
許可年月日：令和5年2月14日
許可の有効期限：令和7年2月28日
許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処理業（千歳市／収集・運搬）

許可番号：千歳市許可第38号
許可年月日：令和5年2月14日
許可の有効期限：令和5年7月28日
許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処分業（南空知公衆衛生組合）

許可番号：第202号
許可年月日：令和4年4月1日
許可の有効期限：令和6年3月31日
許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物収集運搬業（南空知公衆衛生組合）

許可番号：第519号
許可年月日：令和4年4月1日
許可の有効期限：令和6年3月31日
許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処理業（恵庭市／処分業）

許可番号：第17号
許可年月日：令和4年1月19日
許可の有効期限：令和6年1月19日
許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処理業（恵庭市／収集運搬業）

許可番号：第1号
許可年月日：令和5年6月30日
許可の有効期限：令和7年6月30日
許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処分業（安平・厚真行政事務組合）

許可番号：安厚組第17号指令
許可年月日：令和5年4月1日
許可の有効期限：令和7年3月31日
許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物収集運搬業（安平・厚真行政事務組合）

許可番号：安厚組第16号指令
許可年月日：令和5年4月1日
許可の有効期限：令和7年3月31日
許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処分業（北広島市）

許可番号：北広環境指令第249号
許可年月日：令和5年9月12日
許可の有効期限：令和7年9月11日
許可対象一般廃棄物：木くず・刈草・すき取り物

一般廃棄物収集運搬業（北広島市）

許可番号：北広環境指令第248号
許可年月日：令和5年9月12日
許可の有効期限：令和7年9月11日
許可対象一般廃棄物：木くず・刈草・すき取り物

3. 施設及び処理の状況

・産業廃棄物収集運搬業

車両登録番号	車体形状	最大積載量	H27 排ガス 対応	低燃費 対応	車両寸法 (長さ×幅×高さ、単位mm)
札幌 100 は 3397	ダンプ	7,600 kg	×	×	8890 × 2490 × 3490
札幌 100 つ 1039	ダンプ	3,400 kg	×	×	5990 × 2410 × 2110
札幌 100 は 7814	ダンプ	8,700 kg	○	○	7770 × 2490 × 3270
札幌 100 は 8057	ダンプ	8,600 kg	○	○	7780 × 2490 × 3280
札幌 100 は 8396	ダンプ	9,100 kg	○	○	7770 × 2490 × 3500
札幌 100 は 8397	ダンプ	9,100 kg	○	○	7770 × 2490 × 3500
札幌 100 は 8945	ダンプ	7,000 kg	○	×	9100 × 2480 × 3500
札幌 100 て 2167	キャブオーバ	2,000 kg	○	○	6140 × 2180 × 2250
札幌 100 は 9607	キャブオーバ	11,700 kg	○	○	11960 × 2490 × 3460
札幌 100 ひ 138	ダンプ	9,700 kg	○	○	9150 × 2490 × 3080
札幌 130 さ 1732	キャブオーバ	7,300 kg	○	○	9820 × 2470 × 4090

項目	台数	割合 ※小数点以下 四捨五入
全車	11	100%
低排出ガス認定車 (平成17年規制適合車とそれよりも排ガス排出量の低い自動車)	9	82%
燃費基準達成車 (平成27年燃費基準達成車)	8	73%

・処分業 処理施設

処理施設の種類	処理する産廃の種類	処理方式	処理能力
がれき類、金属くずの破碎施設	がれき類・金属くず	破碎	360 t/日
がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	がれき類 161.36 t/日
			ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 109.04 t/日
がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	がれき類 421.76 t/日
			ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 284.96 t/日
がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	がれき類 841.36 t/日
			ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 568.48 t/日
がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	390.72 t/日
木くずの破碎施設	木くず	破碎	160 t/日
木くずの破碎施設	木くず	破碎	148 t/日
木くずの破碎施設	木くず	破碎	534.08 t/日
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの破碎施設	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず	破碎	廃プラスチック類 26.22 t/日
			紙くず 24.67 t/日
			木くず 154.24 t/日
			繊維くず 29.3 t/日
廃プラスチック類、紙くず、繊維くずの破碎施設	廃プラスチック類・紙くず・繊維くず	破碎	廃プラスチック類 72.7 t/日
			紙くず 54.74 t/日
			繊維くず 47.04 t/日
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	廃プラスチック類 3.26 t/日
			木くず 3.84 t/日
			繊維くず 3.64 t/日
			ゴムくず 4.8 t/日
			金属くず 10.75 t/日
			紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボード） 3.16 t/日

処理施設の種類	処理する産廃の種類	処理方式	処理能力	
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	3.73 t/日	
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	3.32 t/日	
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	2.84 t/日	
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	3.2 t/日	
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	3.2 t/日	
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	4 t/日	
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	3.2 t/日	
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	40 t/日	
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	0.312 t/日	
廃プラスチック類、繊維くずの破砕施設	廃プラスチック類・繊維くず	破砕	廃プラスチック類	0.72 t/日
			繊維くず	7.2 t/日
廃プラスチック類の圧縮施設	廃プラスチック類	圧縮	80 t/日	
廃プラスチック類の圧縮施設	廃プラスチック類	圧縮	40 t/日	
廃プラスチック類の圧縮施設	廃プラスチック類	圧縮	14.9 t/日	
廃プラスチック類、紙くずの圧縮施設	廃プラスチック類・紙くず	圧縮	廃プラスチック類	9.6 t/日
			紙くず	4.7 t/日
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（廃石膏ボード）の破砕・分離施設	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（廃石膏ボード）	破砕・分離	33 t/日	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（廃石膏ボード）の破砕・分離施設	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（廃石膏ボード）	破砕・分離	76.8 t/日	
廃酸、廃アルカリの中和施設	廃酸・廃アルカリ	中和	3.6 t/日	

処理施設の種類	処理する産廃の種類	処理方式	処理能力
動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くずの肥料製造施設	動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くず	肥料製造	40.8 m ³ /日
動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くずの肥料製造施設	動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くず	肥料製造	19.2 m ³ /日
動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くずの肥料製造施設	動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くず	肥料製造	35 m ³ /日
動植物性残さ、汚泥（有機性汚泥に限る）、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、燃え殻（草木灰に限る）の飼料製造施設	動植物性残さ、汚泥（有機性汚泥に限る）、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、燃え殻（草木灰に限る）	飼料製造	2.2 t/日
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の選別施設	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	選別	100 t/日
汚泥（無機性汚泥に限る）の造粒固化施設	汚泥（無機性汚泥に限る）	造粒固化	192 t/日
汚泥（無機性汚泥に限る）の造粒固化施設	汚泥（無機性汚泥に限る）	造粒固化	320 m ³ /日
廃プラスチック類（発砲スチロールに限る）の破碎・溶融施設	廃プラスチック類（発砲スチロールに限る）	破碎・溶融	0.4 t/日
廃プラスチック類のペレットの製造（破碎・溶融・造粒施設）	廃プラスチック類	破碎・溶融・造粒	0.312 t/日
油水分離（廃油）	廃油	油水分離	9.8 m ³ /日

施設の種類	設置場所	種類	保管上限 (m ³)	高さ (m)	面積 (m ²)
保管場所 1	千歳市祝梅 7 5 5 番 5	がれき類 金属くず	5 1 8 3	6. 5	1 8 2 0
保管場所 2	千歳市中央 6 9 0 番 1	廃プラスチック類	7 1 1	3. 1	3 6 7. 2
保管場所 3	千歳市中央 2 9 8 番 1	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず・ がれき類	6 5 0 6. 6	7. 5	2 0 5 2. 2
保管場所 4	千歳市中央 2 9 8 番 1	木くず	2 3 7 5. 4	6. 0	9 9 0
保管場所 5	千歳市中央 2 9 8 番 1	木くず (天然木に限る)	3 7 2 7. 3	6. 0	1 5 3 1. 0
保管場所 6	千歳市中央 2 9 8 番 1	汚泥 (無機性汚泥に限る)	1 0 5. 0	3. 0	3 5. 0
保管場所 7	千歳市中央 2 9 8 番 1	汚泥 (無機性汚泥に限る)	1 0 5. 0	3. 0	3 5. 0
保管場所 8	千歳市中央 2 9 8 番 1	汚泥 (無機性汚泥に限る)	8 1. 9	1. 9 5	4 2. 0
保管場所 9	千歳市中央 6 9 0 番 1	廃プラスチック類	2 2. 7	(屋内保管)	4 5
保管場所 1 0	千歳市中央 6 9 0 番 1	廃プラスチック類	7 3 0. 3	2. 7	4 9 8. 5
保管場所 1 1	千歳市中央 6 9 0 番 1	廃プラスチック類	1 5 1. 0	3. 0	1 4 8. 0
保管場所 1 2	千歳市中央 6 9 0 番 1	廃プラスチック類	4 6. 0	2. 0	7 0. 0
保管場所 1 3	千歳市中央 6 9 0 番 2 7 千歳市中央 6 9 0 番 3 4 千歳市中央 6 9 0 番 1	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず・ 紙くず (石膏ボード)	2 2. 4	1. 6	2 2. 3 6
保管場所 1 4	千歳市中央 6 9 0 番 1 6	混合廃棄物 (廃プラスチック類、紙く ず、木くず、 繊維くず、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず)	7. 4 2	1. 1	2 0. 2 5
保管場所 1 5	千歳市中央 6 9 0 番 1 6 千歳市中央 6 9 0 番 1 7	混合廃棄物 (廃プラスチック類・ 紙くず・木くず・繊維くず・ ゴムくず・金属くず・ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁器くず・ がれき類)	1 0 8. 9	1. 9	1 3 6
保管場所 1 6	千歳市中央 2 9 8 番 1	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず・ 紙くず (石膏ボード)	6 4. 4 5	(屋内保管)	3 8. 3 6
保管場所 1 7	千歳市中央 6 9 0 番 1 7	紙くず	8 3	2. 4 9	1 0 0
保管場所 1 8	千歳市中央 2 5 3 8 番 1	廃プラスチック類	4 7. 5	0. 8 7	1 6 3. 8 5
保管場所 1 9	千歳市中央 2 5 3 8 番 1	廃プラスチック類	1 0 1. 4	1. 9	1 6 0. 2
保管場所 2 0	千歳市中央 2 5 3 8 番 1	廃プラスチック類	1 3 0	2	1 9 5. 0 4
保管場所 2 1	千歳市中央 2 9 8 番 1	廃酸	2 2. 3	(容器保管)	2 1. 8
保管場所 2 2	千歳市中央 2 9 8 番 1	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず・ 紙くず (石膏ボード)	5 8 8. 9	(屋内保管)	1 7 7. 4 3
保管場所 2 3	夕張郡長沼町字幌内 1 7 2 0 番 6	木くず	7 6 6	5	4 4 0
保管場所 2 4	恵庭市盤尻 4 4 番	汚泥 (無機性汚泥に限る)	7 5	2	3 7. 5
保管場所 2 5	恵庭市盤尻 4 4 番	汚泥 (無機性汚泥に限る)	4 3	1. 5	2 8. 7
保管場所 2 6	北広島市西の里 9 0 1 番 1	汚泥 (無機性汚泥に限る)	9 4. 2	1. 7	5 5
保管場所 2 7	北広島市西の里 9 0 1 番 1	木くず (天然木に限る)	1 5 8 5	5. 2	7 6 5
保管場所 2 8	北広島市西の里 9 0 1 番 1	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず・ がれき類	1 3 9 6	5. 0 7 5	5 9 8

4. 処理実績

・収集運搬の実績

(令和 4 年 10 月 ~ 令和 5 年 9 月)

	4/10	4/11	4/12	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	合 計
混合廃棄物	23	23	18	29	3	15	16	17	8	26	25	22	225
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	4	2	4	20	3	2	2	2	2	2	2	2	47
廃プラスチック類	90	106	62	37	22	17	27	36	206	16	23	21	663
木くず	154	373	84	36	205	26	137	129	205	41	125	97	1,612
がれき類	228	199	158	303	16	21	11	4	103	58	13	44	1,158
紙くず	6	5	4	3	3	6	5	5	6	6	3	4	56
金属くず	8	2	6	1	0	1	1	4	2	0	1	4	30
動植物性残さ	47	15	20	120	22	29	30	50	37	51	81	44	546
有機性汚泥	110	118	133	177	145	174	229	230	187	189	186	198	2,076
石膏ボード	8	3	1	180	1	2	1	2	2	2	1	0	203
無機性汚泥	145	10	0	22	4	544	358	3	0	0	2	28	1,116
合 計	823	856	490	928	424	837	817	482	758	391	462	464	7,732

・中間処理の実績

(令和 4 年 10 月 ~ 令和 5 年 9 月)

	4/10	4/11	4/12	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	合 計
混合廃棄物	69	93	88	29	36	64	47	61	61	78	59	94	779
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	27	27	38	20	11	34	33	22	30	39	40	30	351
廃プラスチック類	214	213	137	37	66	79	82	102	275	99	67	85	1,456
木くず	346	553	364	36	290	127	271	304	416	219	243	243	3,412
がれき類	1,153	1,101	735	303	321	736	579	661	856	871	891	1,890	10,097
紙くず	6	5	4	3	3	6	6	5	6	6	3	4	57
金属くず	9	8	8	1	0	2	1	4	5	0	4	5	47
動植物性残さ	181	145	165	120	119	146	164	173	141	193	176	186	1,909
有機性汚泥	159	161	227	177	177	207	255	252	224	242	220	239	2,540
石膏ボード	277	262	293	180	235	275	247	302	296	321	250	300	3,238
無機性汚泥	600	272	537	22	7	641	867	339	389	436	355	464	4,929
合 計	3,041	2,840	2,596	928	1,265	2,317	2,552	2,225	2,699	2,504	2,308	3,540	28,815

リサイクルファクトリー株式会社

環境経営方針

当社は、私達を育んだ、水と森の地球に感謝し地球に優しい企業活動を行う事、大地が生んだ万物を大地に返す、完全リサイクル化を企業理念としています。

そのような自覚のもとに、産業廃棄物の適正処理、またそのリユースを含めたリサイクル率の向上を追求し、包括的な観点から合理的な環境配慮の努力を実践します。

次に要綱を示します。

- ・地球環境の健全化に資する企業であることを誓います。
- ・リサイクル率の向上・環境負荷低減の為に、様々な施策を考案し、実行に移します。
- ・コンプライアンスを最優先とし、廃掃法等の、事業に関連する法規に従います。
- ・環境経営を継続的に行い、改善を図ってきます。
- ・社員の環境に対する意識の向上に努め、環境に関する取り組みの結果を社会に公表します。

要綱を具体化するための目標を掲げ、以下の事柄を重点的に取組んでいきます。

- ・処分場周辺的美観向上及び緑化を推進します。
- ・省エネ型リサイクルの推進及び廃棄物の資源化方法の研究開発を継続的に行っていきます。
- ・エネルギー（電気・軽油・ガソリン）使用量の削減をします。
- ・行政からの不利益処分ゼロを維持します。
- ・インターネットにより「環境経営レポート」を公表し、年に1回更新します。

令和4年5月1日

リサイクルファクトリー株式会社
代表取締役 本村 信人

IV. 環境経営目標

中長期の環境目標を次の通り定める。

	項 目	基 準 値	目 標 値		
		(令和4年度実績)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)
削減目標	二酸化炭素排出量 (kg)	609,310.80	603,217.69	597,185.52	591,213.66
	電気使用量 (kWh)	250,844.00	248,335.56	245,852.20	243,393.68
	灯油 (ℓ)	18,037.60	17,857.22	17,678.65	17,501.87
	ガス使用量 (m ³)	23.90	23.90	23.90	23.90
	ガソリン (ℓ)	6,770.59	6,702.88	6,635.86	6,569.50
	軽油 (ℓ)	165,555.22	163,899.67	162,260.67	160,638.06
	水道使用量 (m ³)	140	140	140	140
	一般廃棄物排出量 (kg)	195	195	195	195

- ・ 中長期目標は令和4年度の値を基準値とする。
- ・ 購入電力のCO₂排出係数は日本テクノ株式会社の2021年度実績値（0.484）を使用

V. 環境経営計画

期間： 令和 4 年 10 月～ 令和 5 年 9 月

項目	主な使用又は排出の内容	取組人員	活動計画（取組み）	目標
軽油の節約	・処理施設・重機の稼働 ・構内運搬車輛の使用 ・収集運搬車輛の使用	・現業員	・必要以上のアイドリングをしない	基準期間 (令和3年度) 比で1%の削減
		・代表責任者	・新規に購入する重機類は、タイマー式のエンジン自動停止装置が付いたものにする	
	・事務員	・必要以上のアイドリングをしない ・エコドライブを実践する		
電気の節約	・処理施設の稼働	・現業員	・施設を動かさないときは、メインのブレーカーを切る	基準期間 (令和3年度) 比で1%の削減
	・処理施設・事務所・休憩室の照明	・事務員・現業員	・終業時に照明の消し忘れをしない ・必要箇所以外の照明をしない	
	・パソコン等事務機器の使用 ・事務所の冷房	・事務員	・使用時以外は電源を切る ・過剰な冷房をしない（28℃を目安）	
ガソリンの節約	・乗用車の使用	・事務員	・必要以上のアイドリングをしない ・エコドライブを心掛ける	基準期間 (令和3年度) 比で1%の削減
灯油の節約	・堆肥化施設のエアレーション	・現業員	・現状維持	基準期間 (令和2年度) 比で1%の削減
	・事務所・休憩室の暖房	・事務員・現業員	・過剰な暖房をしない（20℃を目安）	
ガスの節約	・事務所の給湯	・事務員	・必要時以外は使用しない	基準期間 (令和3年度) 値維持
水道水の節約	・飲用 ・トイレの洗浄	・事務員	・必要時以外は使用しない	基準期間 (令和3年度) 値維持
二酸化炭素の排出抑制	・上記化石燃料・電気の使用 による	・代表責任者 ・事務員 ・現業員	・上記取組みを行う	基準期間（令和3年度）の 受入総産業廃棄物 単位当たり消費量 1%の削減
一般廃棄物の排出抑制	・ペットボトル・弁当ガラ	・事務・現業員	・ペットボトル・空き缶を分別し、リサイクルに出す。	基準期間 (令和3年度) 値維持
	・廃棄事務書類	・事務員	・裏紙を再使用する	
	・場内清掃時のゴミ			
受入産業廃棄物のリサイクル率向上		・代表責任者 ・現業員 ・事務員	・新たなリサイクル方法を考案・提案する ・新たなリサイクル方法を実施するための設備を用意し その為の許可申請を行う	90%以上 (管理目標)
美観の向上		・代表責任者・現業員	・自社敷地内に植樹をする	100本（管理目標）
		・事務員・現業員	・自社の周辺を清掃する	概ね1回/月（管理目標）

VI. 環境目標の実績

令和4年10月から令和5年9月までの実績を以下に示す。

・資源・エネルギーの使用量と自社廃棄物の排出量

項目	基準	目標		令和4年度実績		
	令和3年度値 〔灯油については 令和2年度値※〕	削減係数	目標値	実績値	目標差	基準年からの増減率
電気使用量 (kWh)	259,630.00	1%	257,033.70	250,844.00	-6,189.70	-3.38
灯油 (ℓ)	15,512.60	1%	15,357.47	18,037.60	2,680.13	16.28
ガス使用量 (m ³)	25.10	0%	25.10	23.90	-1.20	-4.78
ガソリン (ℓ)	10,419.89	0%	10,419.89	6,770.59	-3,649.30	-35.02
軽油 (ℓ)	230,942.78	1%	228,633.35	165,555.22	-63,078.13	-28.31
水道使用量 (m ³)	157	0%	157	140	-17	-10.83
一般廃棄物排出量 (kg)	220	0%	220	195	-25	-11.36

※灯油については、令和3年度において一時的な粉体石膏の粒度化実験の実施により、例年の2倍程度の使用量となり、参考にはならないと考え、令和2年度値を対象目標とした。

・温室効果ガスの総排出量

	基準	目標		令和4年度実績		
	令和3年度値	削減係数	目標値	実績値	目標差	基準年からの増減率
二酸化炭素排出量 (kg)	841,069.78	1%	832,659.08	609,310.80	-223,348.28	-27.56
売上高(万円)	69,753			68,081		-2.40
単位当たり排出量	12.06	1%	11.94	8.95	-2.99	-25.78
廃棄物の受入量(t)	32,268			28,815		-10.70
単位当たり排出量	26.07	1%	25.80	21.15	-4.66	-18.87
従業員数	30			29		-3.33
単位当たり排出量	28,035.66	1%	27,755.30	21,010.72	-6,744.59	-25.06

※購入電力のCO₂排出係数は令和3年度については、北海道電力株式会社の2020年度実績値(0.549)を使用、令和4年度については、日本テクノ株式会社の2021年度実績値(0.484)を使用。

VII. 環境経営計画の取組結果の評価

- ・電力使用量は1%の削減目標に対し、3.38%削減し、目標を達成した。
- ・灯油使用量は16.28%増加し、目標達成とならなかった。原因を分析してみても、当項目については、粉体石膏の粒度化実験を理由に、令和3年度ではなく令和2年度の値からの削減目標を設定したが、この年は増築事務所の完成前で、完成後の現在は、特に零下20℃を下回る冬期は凍結防止のために夜間暖房（灯油）の必要もあり、条件の差に思い当たった。
- ・ガスの使用量は4.78%減少し、目標を達成した。
- ・ガソリン使用量は35.02%減少し、目標を達成した。
- ・軽油の使用量は28.31%減少し、目標達成した。
- ・水道使用量は10.83%を削減させ、目標達成した。
- ・一般廃棄物排出量は11.36%の減少となり、目標を達成した。
- ・温室効果ガスの総排出量は基準値に対して27.56%減少し、目標を達成した。廃棄物の総受入量が11%ほど減少しているが、受入量単位当たり・売上高当たりも、減少がみられた。また電力の購入を、よりCO₂排出係数の低い会社に換えたことも有利に働いたと考えられる。

管理目標項目

- ・受入れ産業廃棄物のリサイクル率
令和3年度は産業廃棄物の総受入量32,268tに対して、再生資源化量28,740t、リサイクル率は約89%であったが、今年度は総受入量28,815tに対して、再生資源化量26,225t、リサイクル率約91%であった。
- ・美観の向上
今年度も引き続き植樹100本を行い、敷地内外の清掃も目標通り履行した。

VIII. 次期環境経営計画

期間： 令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月

項 目	主な使用又は排出の内容	取 組 人 員	活 動 計 画 (取 組 み)
軽油の節約	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設・重機の稼動 ・構内運搬車輛の使用 ・収集運搬車輛の使用 	・現業員	・必要以上のアイドリングをしない
		・代表責任者	・新規に購入する重機類は、タイマー式のエンジン自動停止装置が付いたものにする
	・乗用車の使用	・事務員	<ul style="list-style-type: none"> ・必要以上のアイドリングをしない ・エコドライブを実践する
電気の節約	・処理施設の稼動	・現業員	・施設を動かさないときは、メインのブレーカーを切る
	・処理施設・事務所・休憩室の照明	・事務員・現業員	<ul style="list-style-type: none"> ・終業時に照明の消し忘れをしない ・必要箇所以外の照明をしない
	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等事務機器の使用 ・事務所の冷房 	・事務員	<ul style="list-style-type: none"> ・使用時以外は電源を切る ・過剰な冷房をしない（28℃を目安）
ガソリンの節約	・乗用車の使用	・事務員	<ul style="list-style-type: none"> ・必要以上のアイドリングをしない ・エコドライブを心掛ける
灯油の節約	・堆肥化施設のエアレーション	・現業員	・現状維持
	・事務所・休憩室の暖房	・事務員・現業員	・過剰な暖房をしない（20℃を目安）
ガスの節約	・事務所の給湯	・事務員	・必要時以外は使用しない
水道水の節約	<ul style="list-style-type: none"> ・飲用 ・トイレの洗浄 	・事務員	・必要時以外は使用しない
二酸化炭素の排出抑制	・上記化石燃料・電気の使用 による	<ul style="list-style-type: none"> ・代表責任者 ・事務員 ・現業員 	・上記取組みを行う
一般廃棄物の排出抑制	・ペットボトル・弁当ガラ	・事務・現業員	・ペットボトル・空き缶を分別し、リサイクルに出す。
	・廃棄事務書類	・事務員	・裏紙を再使用する
	・場内清掃時のゴミ		
受入産業廃棄物のリサイクル率向上		・代表責任者	・新たなリサイクル方法を考案・提案する
		・現業員	・新たなリサイクル方法を実施するための設備を用意し
		・事務員	その為の許可申請を行う
美観の向上		・代表責任者・現業員	・自社敷地内に植樹をする
		・事務員・現業員	・自社の周辺を清掃する

IX. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反・訴訟等の有無

	法 津	概 要	確認状況	
廃 棄 物 処 理 関 連 法 規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物管理票に関する基準 (記載・管理・保管等)	遵守確認	
	〃	産廃排出事業者との契約書締結 (契約委託基準)	遵守確認	
	〃	産廃物の適正処理 (廃棄物扱いの変更等)	遵守確認	
	〃	産廃保管施設保管基準	遵守確認	
	〃	施設の変更等の際の届出書又は 許可申請書提出	都度 届出ている	
	〃	事業範囲の変更の際の許可申請	申請事項なし	
	〃	産業廃棄物処分業・収集運搬業 許可更新申請書提出	現在申請中	
	〃	一般廃棄物処分業・収集運搬業 許可更新申請書提出	都度 更新している	
	〃	産業廃棄物処理実績報告	報告済	
	〃	有害物質含有の可能性のある 産業廃棄物の受託契約の際の 成分分析表受領・確認	遵守確認	
	〃	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	再生利用事業登録更新申請書提出	期限時 更新している
	協 定 ・ 同 意	騒音規制法（自主準用）	設置許可申請の際の 環境アセスメントに自主準用	申請なし
振動規制法（自主準用）		設置許可申請の際の 環境アセスメントに自主準用	申請なし	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (自主設定基準)		維持管理記録 (施設の異常等の点検)	遵守確認	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (自主設定基準)		維持管理記録 (産廃処理施設受入量記録)	遵守確認	
近隣住民・地元組織（中央連合会）との同意		廃棄物処理施設の設置・変更 の際の同意書取り付け	取付済	
そ の 他	隣接地権者（東千歳駐屯地等）との同意	廃棄物処理施設の設置・変更 の際の同意書取り付け	取付済	
	各種施設・車輛・土地の貸与の同意	他社（北海道ケミカル㈱等） との施設等貸与の同意	同意済	
	計量法	計量機（トラックスケール） の定期検査	検査済	
	水質汚濁防止法	油を含む水の地下浸透・流出の事故が 起きた際の知事への届出	事故なし	
	道路交通法	積載物の重量・積載方法等の規定	遵守確認	
道路運送車輛法	車輛の大きさ・重量の制限等	遵守確認		
千歳市火災予防条例	チップ（木くず）の保管	遵守確認		

・令和5年9月までにおいて、当社では環境関連についての法規違反及び訴訟の事実はありません。

X. 代表者による全体の評価と見直し

評価見直し項目	変更の要否	内 容
環境方針	否	・現状に有効な環境方針であるとする。
環境関連法規の対応	否	・すべての項目について順守していることを確認。
環境目標	否	・現状に適した目標とする。
環境経営計画	否	・特に変更しない。
実施体制	否	・現状の体制を維持する。

XI. その他

1. 事業場の見学等について

事業場の見学等について、ご希望される方におかれましては、お申し込み用の用紙がありますので、FAX等で詳細をご連絡頂きます。まずは電話でご連絡をお願い致します。

2. 環境保全への取組み

- ・エコアクション21認証新規登録（認証・登録番号：0008249）

※平成24年4月26日以降更新継続

- ・北広島事業所では5年前の開業時より柱石や庭石、オブジェ等で庭園づくりを行い、また植樹などを行って周囲の自然との調和を図ってきました。それをさらに推し進め、「季節と人生」をテーマにした庭園づくりを行い、日本一美しい廃棄物処分場を目指します。
- ・自主管理目標として植樹を設定し、自社敷地内の植樹を継続的に行っており、また、月1回程の頻度で自社周辺のゴミ拾い活動を行っております。
- ・営業開始時期や詳しい内容は未定ですが、札幌市白石区の川下に新たな事業所を計画しており、美観・景観にも、かなりの力を入れるつもりです。

3. 処理料金について

処理料金は廃棄物の重量（種類によっては体積・個数等）を計って、これに種類ごとに設定された単価を乗じて算出します。種類ごとの単価については、弊社のウェブサイトに掲載されている他、電話・FAXでの対応も致しておりますので、ご相談ください。

弊社ウェブサイト <http://www.r-fact.com/>

電話番号 0123-29-2030